

2. 7. 19
1. 0. 0. 4

- 右 全
- 一 退職手当制定ノ件 以上一月増入毎二四日分
- 一 洗面場脱衣場設置ノ件 解雇手当二金ノ一
- 一 手二回昇給ノ件

以上とおと存、よく工場主に出、たつてありませすが無情にもお前らばかりで然く後々も切るのでよからお前らが死のまが生きよう即勝手やと云ふような事で私達は止むれ止まれず争議をせざる事になつたのであります

右嘆願は私達ばかりの爲に後に残られる皆さんのためでもうかう行動を共にする事を切願ひ致しませす

労働第ニ〇八五号

昭和二年七月十八日



警視總監 官 田 志 雄

内務大臣 鈴木 寛 三郎 殿
 社会局 長 官 殿

京都、大阪、神奈川、兵庫、愛知、
 静岡、福岡、各府縣長官 殿

秋元皮革株式会社労働争議ニ関スル件 (第一報)
 標記會社ニ於テハ従業員ニ對スル上半期賞與金額ヲ浚
 表ニタルニ従業員ヨリ之レが増額方ヲ迫リ労働争議ト